

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

令和5年版犯罪白書によると、刑法犯の検挙人員に占める女性の比率は、近年20～22%で推移しており、そのうち65歳以上の高齢者の占める比率は、平成29年まで上昇を続けた後、近年横ばいで推移し、令和4年は33.2%と、男性を含む総数における高齢者の比率（23.1%）よりも高くなっている。また、平成30年版犯罪白書では、窃盗罪により有罪の裁判が確定した者を対象とした調査において、罰金刑を受けた万引き事犯の高齢者のうち処分から約2年間で再犯に至った者の割合は、男性と比べて女性の方が高く、その中には、経済的に余裕があり、近親者の見守りもあるなど更生に資する環境がありながら再犯する者がいることなども明らかにされ、その問題の解明や専門的な指導の必要性が指摘されている。さらに、令和2年版犯罪白書では、覚醒剤取締法違反の罪で検挙された女性は、男性と比較し、食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ、DV被害の経験率が高い状況も認められることなどから、その指導、支援に当たっては多角的かつ慎重に介入する必要があることが示唆された。

このような女性犯罪者に見られる傾向・特徴に関連し、「はしがき」で記載のとおり、第二次再犯防止推進計画においては、女性受刑者等は、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどが指摘され、これらの困難に応じた指導・支援や社会復帰支援等の充実を図る必要性について明記されている。女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰を考える上でも、こうした近年の動向等も踏まえ、女性犯罪者について総合的な見地からその実態を明らかにすることは有用であると考えられる。

この点、これまで法務総合研究所が公表してきた平成4年版白書特集「女子と犯罪」、25年版白書特集「女子の犯罪・非行」、研究部報告48「女性と犯罪（動向）」等は、公式統計に基づいた動向分析が主であり、かつ、相応の年数が経過していること、また、前記平成30年版及び令和2年版犯罪白書における分析も、特定の罪種・年齢層に限定したものであったなどの課題があった。

そこで、女性犯罪者の実態について、近年の知見や特徴・傾向を取りまとめ、総合的に明らかにすることを目的として、本研究を行うこととしたものである。女性犯罪者の実態を総合的に把握する試みとしては、様々な手法が考えられるところ、本研究では、特に、女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰に着目することとし、女性犯罪者の実態及びそのニーズを把握するため、受刑者等（女性受刑者に加え、比較対象のための男性受刑者及び女子少年院在院者を含む。）を対象とする質問紙調査（以

下「特別調査」という。)を行うこととした。そして、主として男性受刑者との比較等から、女性受刑者の意識や実情に係る傾向・特徴を明らかにするとともに、それらの分析を基礎に、関係機関等を対象とした施策調査等における知見も踏まえ、女性犯罪者全体の再犯防止やその円滑な社会復帰の検討に資する基礎資料の提供を目指すこととした。

なお、本報告においては、女性受刑者・男性受刑者とは、特に断りがない限り、特別調査における調査対象者をいうものとし、女性犯罪者とは、女性受刑者（調査対象者以外の者も含む。）のほか、罪を犯した女性のことをいうものとする。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第2章では、各種統計資料に基づき、刑事司法の各段階における女性犯罪者等の人員やその推移等について紹介する。

第3章では、女性受刑者等（男性受刑者及び女子少年院在院者を含む。）を対象として行った特別調査の結果を示し、分析により得られた知見を示す。

第4章では、女性犯罪者の処遇や支援を実施する機関等から、聴き取り調査等（施策調査）を行った結果を示す。

第5章では、第3章及び第4章で明らかになった内容等を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止やその円滑な社会復帰の検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等についても取り上げる。

なお、本報告においては、総合的研究の一環として、海外の女性犯罪者をめぐる現状や動向についても調査を実施し、タイ、大韓民国及びスウェーデンにおける調査結果を、参考資料として巻末に添付した。